

Ⅱ 法実務教育の実施をめぐる——《対談》へのコメント

対談を読んで

馬場義宣*

1期生から6期生まで、2年生対象の刑事訴訟法1・2、起案等指導3・4と、3年生対象の刑事実務・刑事法演習2を担当した実務家教員の経験と、司法研修所検察教官として35期後期から38期前期まで(1982年～1985年)と46期後期から48期前期まで(1993年～1995年)を担当した経験に基づき、戸松先生と龍岡先生の対談を拝読して思ったことを以下に述べます。

(1) 少人数教育

「50人以下をもって少人数教育だとされている」のは、私の理解では、司法研修所教育で1期生から45期生まで1組50名で実施されてきたことと、その修習を経て実務家になった人々が現在の実務法曹の中心であることが、理由だと思います。その人々が、1組50名で、1組に5名の教官(民事裁判教官、刑事裁判教官、検察教官、民事弁護教官、刑事弁護教官)が前期・後期を担当するという、自分たちが受けた教育を高く評価しているからだと思います。この長年にわたる司法研修所教育については、いろいろな批判もありますが、多くの実務家は、これを評価し、10周年、20周年、30周年、40周年、50周年ごとに同期が集まり、元教官を招待して記念大会を開催しているのです。50名ですと、教官がクラスの修習生1人1人の名前を覚えて(名前と顔が一致して)丁寧な指導ができる、という考えが深く染み込んでおり、一方、46期以降1組の人数が60名、70名、75名と増えた結果、教官からは、1人1人の名前と顔が一致しない、という声が上がっているのが実情です。

また、司法制度改革審議会意見書の教育理念を述べたところに、「かけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性の涵養、向上を図る」とありますが、5名の教官(十数年以上の実務経験を経た、それぞれの出身母体から選抜された優れた裁判官、検察官、弁護士)から、授業や懇親の席で、それぞれの経験談を聞くことが、上記の教育理念に資する、これまでそうやって理念を実現してきた、と考えていると思います。

* 最高検公安部長などを経て2004年より学習院大学法科大学院教授。現在弁護士。刑事法担当。

(2) 書く力の養成

この点については、私も全く同感で、当法科大学院の学生の書く力を向上させる努力が強く求められていると思います。起案等指導という当法科大学院の目玉ともいべきカリキュラムがありますが、遺憾ながら、それでは不十分といわざる得ません。前期修習が4月から7月までであった当時の司法研修所では、5教科（民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護、刑事弁護）において、この4か月間に、それぞれ2ないし3回、修習記録を読ませて起案をさせ、その起案に添削をした上、講評するという授業を行っていました。「修習期間が1年に短縮されたことに伴い、法科大学院が司法修習の前期修習に相当する授業を行う」といわれていますが、それを実現するためには、あらゆる方法で学生に起案の機会をもたせることが必要と思います。龍岡先生の発言にある「起案等指導以外の授業でも、レジュメやレポートを書かせ、添削し、講評する」ということを多くの教員が実行すること（その負担は大きいですが）が望まれます。他の法科大学院では、中間テストを実施していると聞きました。それも学生の起案の機会を増やす一つの方策だと思います。この書く力については、4期生の合格者祝賀会で、代表としてあいさつした合格者が、即日起案の必要性を述べていました。私は、ここ2年間の起案等指導で、即日起案を併用してきましたが、学生の実力がよく分かる方法です。学生に自分の力を認識させ、努力の必要を自覚させるために、活用されることをお勧めします。

(3) 学生間の力の差

この点については、私は、「既修であって既修でない」という思いを年々強めています。刑事訴訟法1の第1回目の授業では、大学で刑事訴訟法の単位を取得したか調査してきました。毎年3人に2人は取得したと回答します。しかし、その実力にはがっかりさせられてきました。大学の刑事訴訟法の授業が、そしてその試験がどのようなものであるか承知していませんが、訴訟法が必須科目である法科大学院の既修として入学するだけのものを履修してきたとは思えません。入試の筆記試験において、科目ごとに最低ラインを設けては、と考えましたが、そうすると別の問題の発生が予見され、これまで意見を述べずにきました。私は、いわゆる純粹未修者が1年間の勉強で既修者と同程度の実力に到達することを前提（期待か）としている現在の制度には無理があると思う一人ですが、当法科大学院では、純粹未修者で熱心に勉強したものが、既修者と一緒のクラスの2年次で上位にいることが珍しいことではなく、「既修」とはその程度のもの、と理解すべきか悩んできました。制度の趣旨に反すると思いつつ、2年次の刑事訴訟法1・2において、刑事訴訟法の基本の修得を目指して授業を行ってきたのが実情です。